

周南市防災行政無線施設整備工事に関する
市の責任と今後の改善について

平成24年3月23日

周 南 市

周南市防災行政無線施設整備工事に関する市の責任と今後の改善について

平成22年度周南市防災行政無線施設整備工事（以下「本件工事」という。）については、昨年12月28日に日本無線株式会社と和解契約を締結することで、工事請負契約の相手方との関係では一応の解決をみました。

しかし、12月22日市議会本会議で要望決議されていることや本件工事に係る問題により防災行政無線の整備が遅れ、結果として市民の皆様の市政に対する信頼を損ねたことを踏まえ、市の責任を明確化するために、改めて内部検証を命じ、3月16日に、部長級職員で構成する周南市防災行政無線内部検証結果審査会から別添のとおり報告書の提出を受けました。

調査は適正に行われており、報告の結論も妥当であると判断し、下記のとおり関係職員に対して必要な措置を講じました。

本件工事に係る問題については、議会での100条委員会の設置など市政の混乱を招き、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方に多大なご心配、ご迷惑をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

今後は、今回の問題を教訓に以下の改善策に積極的に取り組み、市政運営の公正の確保と透明性の向上に努めるとともに、安心・安全なまちづくりを進めるために、災害情報を正確、迅速に提供できるシステムの整備に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 調査の結果に対する判断及び必要な措置

(1) 前市長

- ① 周南市防災行政無線検証会で契約解除の主因と指摘された市の行為は、前市長の指示による、又は前市長自身のものであり、こうした前市長の主導的関与が、結果として市政の混乱を招いた。
- ② 前市長の行政上の責任は重いが、前市長をけん責処分とする法令上の規定はない。
- ③ 今回の調査では、前市長の言動に違法性及び故意又は過失があると立証することが難しく、損害賠償責任を問うことは困難である。

(2) 職員

- ① 設計関係に関わった職員については、検収をおろそかにした事実から口頭厳重注意とする。(課長級職員 2 人。補職名は当時のものをいう。以下同じ。)
- ② 入札関係以降に関わった職員については、違法な行為や事務を怠った事実はないが、結果として市民の市政に対する信頼に影響を与えたことから、口頭注意とする。(部長級職員 2 人、課長級職員 2 人、課長補佐級職員 1 人)

2 改善策

- (1) 専門知識を有しない業務等の発注や検査について、発注に際しては基本方針や意図を明確化し、検査に際しては、必要に応じて有識者から意見を聴くことや瑕疵担保責任の延長等の特約を検討する。
- (2) 入札及び契約業務の透明性の確保と適正化のために、契約等審査会及び入札監視委員会の決定又は意見等を尊重するなど、適正な運用に努める。
- (3) 条例の制定を含め、コンプライアンス推進体制の確立を図る。

3 その他

今回の問題の顛末を市民に明らかにするため、別添「周南市防災行政無線施設整備工事について（お知らせ）」を市広報に折り込み配布する。

4 添付書類

- (1) 周南市防災行政無線内部検証結果審査会報告書
- (2) 「周南市防災行政無線施設整備工事について（お知らせ）」(市広報 4 月 1 5 日号配布予定)

報 告 書

1 事案の経緯

平成22年度周南市防災行政無線施設整備工事（以下「本件工事」という。）は、消防多重無線を利用して同報無線網を整備しようとするもので、議会の議決を得て、平成22年7月27日に日本無線株式会社（以下「日本無線」という。）と工事請負契約を締結した。

その後、消防多重無線に係る日本無線と既設消防多重無線の製作者である三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）との技術的な確認や確証の取得に相当の期間をとられ、実質的に工事の進まない状況となり、最終的に、日本無線は市に対し、平成23年1月24日に契約の解除通知を行ったが、市は、これを認めず改めて、1月27日に日本無線に対して契約解除を通知し、約款に定める違約金を請求した。

その間、市議会も工事遅延の原因を究明するため、防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会（以下「特別委員会」という。）を設置され、さらに、当該特別委員会に地方自治法第100条の調査権が付与され調査が進められた。

その調査結果を受けて、市議会は、3月30日に本件工事に関する問題点について「専門的検証機関を設け、速やかに調査を行い、その結果を市民及び議会に報告し説明責任を果たす」よう要望決議をされた。

こうしたことから、市は、8月29日に無線や法律等の専門家から成る周南市防災行政無線検証会（以下「検証会」という。）を設置し検証を依頼し、10月12日には、日本無線にも責任はあるものの、「市の責任も重大である」との内容の報告書が提出された。

検証会の報告内容や東日本大震災が発生したことも踏まえ、本件工事に関する問題の収束を図り、早急に防災体制を整備しなければならないとの判断に至り、市議会の議決を得て、日本無線と双方の契約解除を撤回し、改めて合意解約すること等を内容とする和解契約を12月28日締結した。

それとともに、12月22日市議会本会議において、検証会で指摘された「市側の重大な責任」について検証がされておらず、責任の明確化を求める要望決議が可決されたところである。

市としては、責任の所在を明らかにし、必要な措置を講じることで、市政に対する市民の信頼を確固たるものとするのが急務であると考え、今回、副市長及び企画総務部長を中心に、また法律アドバイザー（弁護士）による助言を得ながら調査を実施した。

2 調査の目的、方法

- (1) 調査対象は、検証会が、本件工事に関する問題点を抽出し検証されていることから、その検証結果において、市に問題があると指摘された検証項目とした。
- (2) 調査の実施に当たっては、起案文書等から関係する職員（以下「関係職員」という。）を特定し、必要に応じて関係職員から事情を聴くとともに、経緯等を表した文書を提出させた。
- (3) 上記の調査を通じて、市の責任を明らかにし、再発防止策を提言する。

3 調査結果

以下、防災行政無線施設整備事業の工程ごとに検証会が認めた事実、判断した結論を踏まえて、調査結果を記述する。

(1) 設計関係

市は、平成21年度に株式会社中国電通技研（以下「中国技研」という。）に対して、本件工事に係る発注仕様書と総務省中国総合通信局（以下「通信局」という。）との協議済の設置計画書（案）作成を内容とする防災行政無線施設実施設計（平成17年度設計見直し）業務を委託した。

検証会では、周南市が当該業務に係る内部の十分な協議を行わず業務委託をし、また、当該業務の成果物である発注仕様書及び設置計画書（案）が、既設消防多重無線の製作者である三菱電機との協議、調整が行われ、通信局との事前協議を実施し、免許交付条件をクリアした内容での実施設計ではなかったとし、市の成果物の検収に当たっては、直接、三菱電機や通信局に確認を行うとともに、工事発注仕様書（工事の特記仕様書（以下

「特記仕様書」という。)の「製作者の承諾」の明確性が確保されているかの確認を行うべきであったとされている。

今回、関係職員からの事情聴取により、市には無線に関する専門知識を有する者がなく、受託者に任せざるを得ない状況にあったこと、また、受託者については、官公庁が発注した同種業務を経験した管理技術者が配置され、当該管理技術者が、既設消防多重無線の整備にも関わっていたことから、通信局との事前協議や技術的な協議、調整には問題なく対応できるとの期待があったこと、さらに、この業務の受託者は平成17年度防災行政無線施設実施設計業務の受託業者であったことから、この業務に関して問題が発生するとは想定しておらず、結果として成果図書の検収がおろそかになったことが認められる。

(2) 入札関係

上記発注仕様書に基づき、本件工事に条件付一般競争入札が公告されたが、入札参加資格及び特記仕様書の一部が変更されている。

当該入札は、低入札価格調査を経て落札者が決定されたが、これに対して三菱電機から異議申立てがなされた。

検証会では、まず、入札公告に先立ち、市が、設置計画書(案)を通信局に提出し指摘を受けた時点で、予定していた入札手続を中断し、発注仕様書及び設置計画書(案)を検証するなどの慎重な対応をとらなかったことを挙げている。

また、入札参加資格については、変更公告により、最上級の資格を要求し、併せて、特記仕様書で、ありえない事後の共同企業体として地元業者の活用を求め、地元業者にも最上級の資格を要求したことは、いずれも前市長の指示であったとしている。

異議申立てが行われたことに対して、前市長自ら、低入札価格調査として日本無線のヒアリングを実施している。

今回の調査でも、前市長の早急な工事着工への指示の存在が確認され、また、入札参加条件等の変更については、通常課長決裁のものを市長決裁で起案するなど、起案自体は、担当職員で行われているものの、すべて前

市長の指示によることが認められた。

また、契約等審査会で既に落札者として認めていたにもかかわらず、低入札価格調査の再度の実施も、前市長の主導によるものであったことが認められる。

(3) 契約関係

前述のとおり、当該条件付一般競争入札が低価格入札となり、市は、契約等審査会での調査を経て落札者を決定したが、その際、日本無線に対し、通常求める履行期限や設計図書の遵守を約する誓約書のほか、既設消防多重無線に接続する部分に関しては、三菱電機が確かに請け負う旨の確約書の提出を求め、仮契約を締結した。

三菱電機が異議申立てを行っているが、これは、特記仕様書において、既設消防多重無線の「製作者（三菱電機）の承諾」を得ることとされているが、三菱電機の承諾のないまま落札者を決定したことに対するものである。

市は、「製作者の承諾」は機器納入までに得るものとの認識であることを説明した。

その後、市議会の議決を得たことから、日本無線に対して契約締結通知を行ったが、その中で、8月末までに「製作者の承諾」の取得を得ること、仕様変更や契約金額の変更は認めないとする付帯事項を設けている。

検証会では、低価格入札のとき通常求める誓約書以外に、仮契約の段階で確約書を求めるのは、その必要性もなく不適切であるとし、また、契約締結通知において8月末までに「製作者の承諾」の取得を求めたことは、当該承諾は機器納入までに得るものとの認識があったことからすると、取得時期を一方向的に前倒しするものであり、不適當であったとしている。

契約等審査会では、誓約書を求める決定をし、前市長に報告したが、前市長の指示により確約書の提出を求めることが決定されている。

8月末までの「製作者の承諾」取得についても、担当職員が起案し市長決裁によるものであり、すべて前市長の指示によることが認められた。

(4) 工事監理関係

「製作者の承諾」は、特記仕様書において既設消防多重無線に接続される機器について、既設消防多重無線の「製作者の承諾を得たものであること。」としているが、市としては、「本件工事の請負者が、三菱電機と机上等での技術的な接続の確認を踏まえて、機器を製作し、実地での試験を経て最終的に据付設置が完了する時点において得るもの」であり、既設消防多重無線への影響を未然に防ぐために設けた条件であった。

三菱電機は、既設消防無線機器との接続確認を行なわなければ、下請負契約は締結できない旨明言しており、一方、日本無線は、三菱電機からの見積を徴取していることから、「仕事を請けてもらえと思っていた、接続確認は基本的にはできる」と発言している。

こうしたことから、市は、「製作者の承諾」の必要な機器を既設消防無線機器製作者である三菱電機が製作すれば、既設消防無線機器への影響がなくなるものの、その前提として日本無線と三菱電機とで技術的な接続確認が必要となるとの認識に立ち、まずはその確認を日本無線に求めた。

その確認には相当の期間を要したものの、最終的には接続確認をとることができたが、さらに、前市長が日本無線に対して既設消防多重無線を含めた「システム全体の確認」を三菱電機からとるよう要求した。

また、年度末までであった納期の延期の申出に対しても協議に応じなかった。

検証会では、日本無線に対して、三菱電機からの「システム全体の確認」を求めることは日本無線に不可能を強いるものに等しいとしている。

また、納期は、本件契約上の守られるべき義務である工期期限とは異なり、納期の延期の申出には、柔軟に対応をするべきであったが、前市長が拒絶したのみで、日本無線に対して納期の遵守をあたかも契約上の守られるべき義務と同様の条件のごとく加重したとし、いずれも、契約解除を招いた主因であると結論付けている。

今回の調査では、「製作者の承諾」は、既設消防多重無線を含めた「システム全体の確認」までを求めるものではなく、納期についても、債務負担行為の年割額を定めるための目安となるものであり、契約上の守られるべ

き義務との認識はないことで関係職員は一致していたこと、関係職員はこれらのことを前市長に説明していたことが認められた。

しかし、前市長は、日本無線との協議の際に、「システム全体の確認」について突然発言し、また、納期の延期の申出を拒絶した。

4 結論

(1) 前市長の責任

① 前市長に対するけん責

前市長は、契約解除の主因となる行為をするなど、本件工事の混乱に主導的に関与したことが認められたが、前市長に対し、けん責その他の処分を科す法令上の規定はない。

② 損害賠償責任

前市長は、本件工事について直接的に深く関わっており、検証会での市に対する「本件工事の条件付一般競争入札をするまでは、相当無理をして急いだのではないかと思われ、入札後の仮契約の手続以後は、既設消防無線機器に関連する技術的な事項の確認や確証の取得にとられる一方、発注者たる市として要求される工事の計画・執行に対する主体的・積極的な関与を欠き、本件工事の進捗をむしろ妨げていたのではないか」との評価が、そのまま前市長の言動に対して当てはまるものと考えられる。

特に、検証会で契約解除の主因として指摘された、日本無線に三菱電機からの「システム全体の確認」を求めたことや、日本無線からの納期の延期の申出に対し、「拒絶した」ことは、前市長自身の意思によるものと判断される。

ところで、前市長の行為に対して不法行為に伴う損害賠償を請求するには、ア、市に損害があること、イ、前市長の行為に違法性があること、ウ、前市長に故意又は過失があること、エ、市の損害と前市長の行為に相当因果関係があることなどが必要である。

前市長の言動の違法性及び故意又は過失の有無について検討すると、前市長は、防災行政無線施設を早期に整備し、既設消防多重無線に影響

を生じないよう施工をすることに関して、平成23年3月24日の特別委員会で、「安心・安全・いのちにかかわること」と証言し、平成23年5月11日付けで周南市政治倫理審査会に対して提出した弁明書で、「全ては市民の安心と安全のため、命を最優先に考えたため」、「既設の消防多重無線や、当多重無線に接続することで整備を行う新設の防災行政無線に千に一回、万に一回でも支障や障害が発生することは絶対に許されないとの思い」「それ以外に他意は一切ありません」と弁明しているが、今回の調査ではこれ以外の意図の存在を示す事実が認められなかった。以上のとおりであるから、前市長の言動に違法性及び故意又は過失を認めることは難しいと考える。

また、防災行政無線施設整備事業の遂行のための経費は、前市長の発言にかかわらず必要であった経費がほとんどで、前市長の発言を原因とする特別な損害額を特定することは困難である。

以上のことから、民法第709条による損害賠償を前市長に請求することは難しいと判断する。

(2) 当該関係職員の責任

地方自治法第243条の2第1項に定める職員の行為（支出負担行為や検査等）によって、市に損害を与えたと認められるときは損害賠償を命じなければならない（同条第3項）とされている。

また、地方公務員法第29条第1項の規定により、職員に一定の義務違反等があったと認められる場合には、公務における規律と秩序を維持することを目的にその道義的責任を問い、懲戒処分ができるものである。

今回の事案について、それぞれの責任を関係職員に問えるかどうか、以下のとおり判断する。

① 設計関係

検証会では、実施設計委託業務の成果物の検収に際して、無線に対する専門的知識を必要とせず、容易に行える通信局や三菱電機との協議の確認はするべきであったとしている。

ところで、ここでいう「検収」とは、地方自治法第234条の2第1

項でいう検査であり、職員は、契約により受ける給付の確認をするために必要な検査をしなければならないとされている。

職員が、故意又は重大な過失により法令に違反し検査し又は怠たり、市に損害を与えた場合に、職員に賠償を求めることとなる（同法第243条の2第1項）。

今回の検査の当該関係職員（当該業務に責任を有する職員をいう。②入札関係以降において同じ。）については、検証会では、容易に行える確認を怠ったとされる一方で、「条件付一般競争入札としたことは、必ずしも不適切とまでいえない」とされており、入札には3社が応札し（1社失格）、契約締結までに至った事実を考慮すると、当該委託業務の成果物には一定の品質が備わっていたと考えることができ、当該関係職員の行為により発生した損害を認めることは困難である。

また、当該関係職員は、当該業務の専門的な知識を有していなかった事情があったこと、及び、受託者は平成17年度防災行政無線施設実施設計業務の受託業者であったこと、そして、このような事情の下、過去に同種の業務を行い、既設消防多重無線の整備にも関わった者が代表を務める受託業者に対して、関係機関等と十分な協議、調整が行われるであろうと期待することはある程度首肯できることから、当該関係職員の重大な過失があったとまではいえないと考えられる。

以上のほか、処分の決定にあたっては、平等取扱いの原則、公平の原則及び過去の例を考慮すると、当該関係職員の行為等が懲戒処分に相当するとまではいえないと思われるが、成果図書の検査がおろそかになっていたという事実から、また、将来に対する戒めとして、今後の適正な業務の遂行のためにも口頭嚴重注意とすることが適当であると考えられる。

② 入札関係以降

入札に関する業務以降は、前市長が主導的立場で当該関係職員に指示していたものと認められ、そのことは、入札、契約及び技術的確認を含む工事監理関係の起案がほとんどすべて市長決裁となっていることから伺える。

こうしたことから、地方自治法第243条の2第1項により当該関係職員に対して損害賠償を請求することはできないと判断する。

ところで、地方公務員法第32条により、職員は上司の職務上の命令に従う義務があり、その命令が全くの不可能であるとか、明らかに違法なものを除き従わなければならないとされており(最高裁平成13年(行ヒ)第40号同17年3月10日第1小法廷判決も同様の趣旨)、従わなかった場合には懲戒処分の対象となるものとされている。

今回の調査では、当該関係職員の起案処理等の前提となる前市長の指示に明らかに違法とされるものは認められなかった。

また、検証会で契約解除を招いた主因とされる「システム全体の確認」を求めたことについては、組織的に決定されたものではなく、また、当該関係職員は、納期についての考え方を、前市長に説明していたことが認められた。

以上のことから、当該関係職員に懲戒処分を科すことは適切ではないと判断するが、今回の事案が、結果として、市民の市政運営に対する信頼に影響を与えたことは事実であるから、前市長の命令は適切ではなかったことを指摘した上で、当該関係職員に口頭注意とすることが適当であると考えられる。

(3) 改善内容

今回の事案を教訓にするために以下の提言をする。

① 専門知識を有しない業務等の発注や給付完了確認の検査について

今回の無線のように専門知識を必要とする業務委託や高度な技術による製品の購入等のように、職員では給付完了確認の検査が十分に行えないことが増えてくるものと思われる。

こうしたことから、こうした業務等を発注する場合には市の基本的な方針や意図を明確化し、検査に際しては有識者の意見を聴くなど専門的に確認することや、瑕疵担保責任の延長等の特約を検討することが必要である。

② 入札・契約に関する機関の充実

市長の補助機関である契約等審査会は、周南市契約等審査会規程により、契約についての業者の選定、競争入札参加資格者の認定及び等級の決定、入札・契約制度の変更等について、合議制により審査し、結果を市長に報告することにより、公正・公平な入札・契約制度を確保することを目的に設置されている。

このような契約等審査会設置の趣旨から、市長には、この審査会の審査結果を尊重することが求められていると考える。

また、今回設置しようとしている入札監視委員会は、市長の権限に属する附属機関であるものの、学識経験を有する第三者により構成され、入札及び契約の過程並びに契約の内容について、定期的に報告を徴収し、その内容の審査及び意見の具申等を行うことにより、第三者の意見を適切に反映することを目的として設置されるものである。

今後、入札監視委員会からの意見の具申等に対しても、市長が、これを尊重し、必要な措置を講ずるなど、これらの設置機関の機能を適正に運用し、入札・契約業務の透明性の確保と適正化に努めることが肝要であると考ええる。

③ コンプライアンス推進体制の確立

前市長は、本件工事に当たっては、関係職員へ指示するなど主導的に進めていたことが認められた。

これまで、本市は、周南市職員公益通報に関する取扱要綱を定め、コンプライアンスの確保に努めてきたところであるが、今回の事件では、結果として、この制度は活用されなかった。

公平で公正な市政を進めていくために、法令の順守や法令の背後にある社会的要請に応えることを目的とした公益通報制度を含めたコンプライアンスを確保する制度を確立することが肝要であると考ええる。

そのためには、コンプライアンス条例の制定を含めた検討をするべきと考ええる。

市民の皆様へ

周南市防災行政無線施設整備工事について（お知らせ）

周南市長 木村健一郎

平成22年7月27日に、日本無線株式会社と工事請負契約を締結しました周南市防災行政無線施設整備工事につきましては、実質的に工事が進まない状況となり、平成23年1月には、市と日本無線株式会社が双方で契約を解除する事態となりました。

その間、市議会においては、工事遅延の原因を究明するため、平成22年12月24日に防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会（平成23年1月17日に地方自治法第100条の調査権を付与）を設置し、調査をされ、平成23年3月30日の本会議で「市は防災行政無線施設整備工事に関して、設計から入札、契約までの事務執行や工事監理等の問題点について、専門的検証機関を設け、速やかに調査を行い、その結果を市民及び議会に報告し説明責任を果たすこと。」などの内容の「防災行政無線施設整備に関する要望決議」が可決されました。

市では、この要望決議を踏まえ、無線や法律の専門家からなる周南市防災行政無線検証会（以下「検証会」といいます。）を設置し、8月29日以降、4回の検証会を開催し、10月12日に検証会会長より報告書が提出されました。

この検証会の報告書では、周南市・日本無線株式会社の双方に責任があるものの、「市の事務執行、工事監理及び行政責任の観点からは、市がより主体的・積極的に工程管理を実施し、関係者間の協議・調整を主導していれば、工事完遂に至っていた可能性は高く市の責任も重大であると考え。」としています。

こうした検証会の報告結果や東日本大震災の発生を踏まえ、防災行政無線施設整備工事に関する問題の収束を図り、早急な災害情報の伝達体制を整備する必要があると判断し、「和解」への方策を講じることが、市民にとって、最善であるとの決定に至りました。

こうしたことから、12月22日の市議会の議決を経て、周南市と日本無線株式会社の間で、正式に和解契約を締結しました。

また、同日の本会議で「市は、防災行政無線施設整備工事に関して、その責任の所在を明らかにし、市民に示すこと。」という内容の「防災行政無線施設整備工事に関し、責任の明確化を求める要望決議」が可決されました。

市としては、市の責任の所在を明らかにし、必要な措置を講じることで、市民の市政に対する信頼を確固たるものにすることが急務であると考え、検証会の報告を基に、関係職員に事情聴取を行うなど調査を実施しました。

その結果、検証会で指摘されたとおり、市に責任があるとされた大部分の事項については、島津前市長の職員への指示による又は島津前市長自身の行為であり、このことが今回の混乱を招いた主因であることが確認できました。

島津前市長の行政上の責任は重いと考えますが、法令上、具体的な責任を問うまでには至りませんでした。

職員については、処分に至るまでの事実は認められませんでした。結果として、市政運営に対する信頼に影響を与えたことから、関係職員の将来に対する戒めとして、また、職員全体の適正業務遂行のために、適切な措置を講じました。

今回の問題に対する改善策として、入札・契約業務の適正化とコンプライアンス推進体制の確立を図ってまいります。

市民の皆様には、本件工事の一連の問題について、大変ご迷惑をおかけしたことに對しまして、心からお詫び申し上げます。

◆今後の防災情報伝達システムの整備について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から1年が経過しましたが、この大震災は、被災者の皆様はもとより、全国に大きな生活不安や社会的打撃を与えました。近年、地震のほか大雨や台風による自然災害が、各地で発生している中で、市といたしましても、今後、いつ発生するか分からない災害に備え、市民の皆様へ災害情報を正確・迅速に提供するシステムの早期の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

【今後の防災情報伝達システムの整備計画（予定）】

- ①基本構想の策定・・・平成24年度
- ②実施設計・・・平成25年度
- ③整備工事・・・平成26年度

【参考】

1. 検証会の報告内容（抜粋）

平成22年度周南市防災行政無線施設整備工事（以下「本件工事」という。）が市と日本無線の双方から契約解除されるに至った原因は、様々な要因が複合的にからんだことにあることをまず指摘する。

しかしながら、経過を全体的に考察すれば、市（担当部局及び前市長の双方を含む。）は、平成22年4月26日の本件工事の条件付一般競争入札をするまでは、相当無理をして急いだのではないかと思われ、入札後の仮契約の手續以後は、既設消防無線機器に関連する技術的な事項の確認や確認の取得にとられる一方、発注者たる行政として要求される工事の計画・執行に対する主体的・積極的な関与を欠き、本件工事の進捗をむしろ妨げていたのではないかと評価せざるを得ない。このことが工事の遅延・解除を防止できず、むしろ助長した可能性がある。

当検証会は、本件工事が市と日本無線の双方から契約解除に至った主因は、日本無線が契約上の義務を果たさなかったこと及び市が契約外の条件を加重したことにあると判断した。

しかしながら、市の事務執行、工事監理及び行政責任の観点からは、市がより主体的・積極的に工程管理を実施し、関係者間の協議・調整を主導していれば、工事完遂に至っていた可能性は高く市の責任も重大であると考えられる。

※報告書の詳細につきましては、周南市ホームページを参照願います。

<http://www.city.shunan.lg.jp/section/bousaikiki/kaigi/20111006.jsp>

2. 周南市防災行政無線施設整備に係る経緯の概要

平成17年度 防災行政無線施設実施設計業務委託

平成21年度 防災行政無線実施設計（平成17年度の設計見直し）業務委託

平成22年度

年月日等	内 容
H22. 4. 26	周南市防災行政無線施設整備工事 条件付一般競争入札公告
4. 30	変更公告
5. 19	入札中止
5. 24	再公告
6. 4	入札（入札の結果、低入札価格のため落札決定保留）
6. 10	契約審査会において日本無線㈱を落札者に決定
6. 14	三菱電機㈱が異議申立書を提出
7. 21	第2回定例会本会議 工事請負契約の締結について（可決）
7. 27	工事請負契約締結
12. 20	日本無線㈱から市へ通知文書（合意解約の申し入れ）
12. 24	防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の設置
12. 28	市から日本無線㈱への回答文書（合意解約の申し入れには同意できない旨）
H23. 1. 13	市から日本無線㈱へ催告書（契約履行のお願い）
1. 17	調査特別委員会へ100条調査権付与
1. 24	日本無線㈱から周南市へ工事請負契約の解除通知
1. 27	周南市から日本無線㈱へ工事請負契約の解除通知
2. 10	100条委員会証人喚問
～3. 24	（2月10日、2月15日、2月25日、3月11日、3月24日）
3. 30	第2回定例会本会議 100条委員会調査報告、要望決議

平成23年度

H23. 5. 15	周南市議会だより【号外】「防災行政無線施設整備に関する100条調査報告」を配布
6. 27	周南市防災行政無線検証会設置要綱制定
8. 29	周南市防災行政無線検証会の開催
～10. 6	（8月29日、9月5日、9月21日、10月6日）
10. 12	周南市防災行政無線検証会報告書を周南市長へ提出 （周南市・日本無線㈱の双方に責任があることが報告）
11. 21	日本無線㈱に対し和解契約の申し入れ（和解協議）
11. 25	日本無線㈱から回答（和解に向けた協議に応ずる旨）
12. 7	工事請負契約に係る仮和解契約の締結
12. 13	第7回定例会本会議に「和解等をする事について」議案上程
12. 22	第7回定例会本会議 議決、要望決議
12. 28	工事請負契約に係る和解契約の締結
H24. 3. 23	第3回定例会本会議での行政報告（周南市防災行政無線施設整備工事に関する市の責任と今後の改善について）

【問合せ先】

周南市 防災危機管理課

TEL 0834-22-8208